



2026年1月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 y u t o r i

代 表 者 名 代表取締役社長

片石 貴展

(東証グロース・コード 5892)

問 合 せ 先 執行役員兼コーポレート本部長 桐山 英夫

(TEL. 03-6379-0667)

第三者割当による新株式の発行及び第三者割当による第6回新株予約権の発行に係る  
払込完了に関するお知らせ

当社は、2025年12月19日付の取締役会決議に基づく株式会社アカツキ（以下「アカツキ社」といいます。）、株式会社GPS HOLDINGS（以下「GPS HD社」といいます。）及びMNインターファッション株式会社（以下「MNIF社」といいます。）に対する第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行並びに大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に対する第三者割当による第6回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日付で、本新株式に係る発行価格の総額（999,616,600円）及び本新株予約権に係る発行価額の総額（1,749,060円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株式の発行及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年12月19日付の「資本業務提携に関するお知らせ並びに第三者割当による新株式の発行及び第三者割当による第6回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

<本新株式の概要>

(1) 払込期日	2026年1月6日
(2) 発行新株式数	442,700株
(3) 発行価額	1株につき 2,258円
(4) 資金調達の額	999,616,600円
(5) 増加する資本金の額	499,808,300円
(6) 増加する資本準備金の額	499,808,300円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 アカツキ社 221,400株 GPS HD社 132,800株 MNIF社 88,500株

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株式の発行及び第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(本新株式の発行による発行済株式総数の推移)	
増資前の発行済株式総数	4,697,100 株 (2026 年 1 月 5 日現在)
増加株式数	442,700 株
増資後の発行済株式総数	5,139,800 株

<本新株予約権の概要>

(1)	割 当 日	2026 年 1 月 6 日
(2)	新 株 予 約 権 数	1,845 個
(3)	発 行 價 額	本新株予約権 1 個当たり 948 円 (本新株予約権の発行価額の総額 : 1,749,060 円)
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数 : 184,500 株 (本新株予約権 1 個当たり 100 株)
(5)	資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	493,559,560 円 (注)
(6)	行 使 價 額	行使価額は、2,709 円 (2025 年 12 月 18 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 120%相当額) といたします。 上限行使価額及び下限行使価額はありません。
(7)	募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 先 )	第三者割当の方法により、大和証券に全ての本新株予約権を割り当てます。
(8)	本 新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2026 年 1 月 7 日から 2028 年 1 月 7 日 (但し、本新株予約権発行要項第 16 項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日) まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
(9)	そ の 他	当社は、大和証券との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権に係る株式会社 yutori 第 6 回新株予約権買取契約書 (以下「本新株予約権買取契約」といいます。) 及びコミットメント契約書 (以下「本コミットメント契約」といいます。) を締結いたしました。本コミットメント契約においては、以下の内容が定められます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社による本新株予約権の行使の要請</li> <li>・当社による本新株予約権の行使の停止要請</li> <li>・大和証券による本新株予約権の取得に係る請求</li> </ul> また、本新株予約権買取契約及び本コミットメント契約において、大和証券は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨並びに大和証券が本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容及び本コミットメント契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者が更に第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定しております。なお、大和証券が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することは妨げられません。

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株式の発行及び第 6 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使価額が調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少し、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

以上

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株式の発行及び第6回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。